

とりやまこども園 園則（運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人鳥山会が設置するこの幼保連携型認定子ども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 とりやまこども園
- （2） 所在地 太田市鳥山中町1074の5番地

（施設の目的）

第2条 とりやまこども園（以下「当園」という。）は、就学前の満3歳以上の子ども並びに保育を必要とする乳幼児に対し、人格形成の基礎並びにその後の教育の基礎を培うものとしての教育及び保育を一体的に行い、子どもたちの最善の利益を守り、健全な育成を図ることを目的とする。さらに、園児の保護者や地位域の子育て家庭に対する支援を行う。

（運営方針）

- 第3条 当園は、子どもの最善の利益を「子どもたちの笑顔」と捉える。様々な体験を通して得られる笑顔を大切にし、将来への笑顔へつなげていくことを念頭に置き、子どもたちの健全育成、豊かな愛情の中で心身の健やかな発達を保障する。
- 2 当園は、乳幼児に対する教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、個々の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を行うものとする。
 - 3 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
 - 4 当園は、群馬県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年群馬県条例第93号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（入園資格並びに利用定員）

第4条 当園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学までの子ども並びに、保育を必要とする産後8週から就学までの子どもとする。

- 2 当園に入園することのできる者は、支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）、支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子

ども」という。)及び支援法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号子ども」という。)とする。なお、一時預かり事業については、この限りではない。

3 利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳以上
1号子ども	—	—	—	15人
2号子ども	—	—	—	120人
3号子ども	28人	37人	40人	
			合計	240人

(提供する教育・保育等の内容)

第5条 当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
- (2) 法第59条第9項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (3) 法第59条第10項に規定する一時預かり事業
- (4) 太田市休日保育実施要綱に規定される休日保育事業
- (5) 食事の提供
- (6) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する支援)

第6条 当園は、在籍する園児の保護者に対し、日々の対話や保育参観、園だより、連絡帳、ホームページ等の手段を用いて、園児の様子を積極的に発信することで子どもの育ちを共感できる関係作りを目指す。その中で、様々な相談や支援を行う。

また、地域の子育て家庭に対する支援を積極的に行うため、園の情報を外部発信しながら、いつでも訪れることができる園を目指す。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつか

さどる。

(2) 主幹保育教諭 2名 (常勤専従)

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育教諭を統括する。

(3) 保育教諭 30名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 (リーダー) 1名 (常勤専従)

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる

(5) 栄養士 1名以上

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1・2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成に関わる。

(6) 調理員 3名以上

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 園医・園歯科医・園薬剤師 3名 (非常勤 3名)

利用乳幼児の定期健康診断、定期健康歯科検診、利用乳幼児・保護者並びに職員との健康相談、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言等の業務を行う。

(教育・保育を提供する日)

第8条 学年、学期並びに教育・保育を提供する日は、以下の通りとする。

学年	学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。	
学期	学期は、以下の4学期とする	
	第1学期	4月1日から、6月30日まで
	第2学期	7月1日から、9月30日まで
	第3学期	10月1日から、12月31日まで
第4学期	1月1日から、3月31日まで	
教育・保育を提供する日	1号子ども	月曜日から金曜日まで
	2号子ども	月曜日から土曜日まで
	3号子ども	月曜日から土曜日まで

2 当園の休業日は、以下の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日)

(3) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日

(4) その他、園長が必要と認めた日

3 第4条第4項に規定される休日保育によって、日曜日並び祝日の保育を実施する。ただし、年末年始などの実施しない日もある。

4 1号子どもの夏期(7月20日前後から8月末日まで)は、希望保育期間とし、利用にあたっては事前に希望調査を行う。

5 園長が教育・保育上必要があると認めた場合、前項に規定する休業日であっても教育・保育を行うことがある。

6 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間

9時00分から13時00分までの範囲内で教育を行う時間とする。なお、上記の時間以外において、やむを得ない理由または園側の教育的理由などにより、7時00分から9時00分まで又は13時00分から19時00分までの範囲内で、預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(保護者負担その他の費用の種類)

第10条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総

理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。
この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

- 3 当園は、前二項の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第11条 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

（1）利用定員に空きがない場合

（2）利用定員を上回る利用の申込があった場合

（3）当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

（1）兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

（2）父子・母子家庭など家庭の状況などにより、入園が必要と判断される場合は、前号の次に優先して入園させる。

（3）その他の者は先着順により選考し、入園させる。

3 2号子ども並びに3号子どもについては、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

（1）「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき

（2）教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

（3）市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（4）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第12条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、群馬県、太田市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情への対応)

第16条 教育・保育の実施に係る保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
 - (2) 当園における苦情解決のための手続きを明確化すること。
 - (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、保護者、職員等に対して周知すること。
- 2 教育・保育の実施に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 教育・保育の実施に関する苦情に関して、群馬県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会が行う調査に協力する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 当園は、保育教諭等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日、園則として、全面改訂。

平成31年4月1日一部改訂。

令和元年10月1日一部改定。

令和元年4月1日一部改定。